平成30年第2回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成30年6月29日(金曜日)

1. 出席議員

1番	末	永	義	美	2番	杉	Щ	武	志
3番	戎	屋	昭	彦	4番	猶	野	智	和
5番	秋	枝	秀	稔	6番	岡	Щ		隆
7番	髙	木	法	生	8番	三	好	睦	子
9番	Щ	中	佳	子	10番	岩	本	明	央
11番	下	井	克	己	12番	秋	Щ	哲	朗
13番	徳	並	伍	朗	14番	竹	岡	昌	治
15番	安	富	法	明	16番	荒	Щ	光	広

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 出席した事務局職員

議会事務局長 綿 谷 敦 朗 議会事務局長補佐 大 塚 享 議会事務局主任 篠 田 真 理

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 晃 副 市 長 \blacksquare 洋 西 出 篠 司 市長公室長 総務部長 石 田 淳 司 田 辺 剛 総合政策部長 藤 濹 和 昭 市民福祉部長 大 野 義 昭 建設農林部長 志 賀 雅 彦 観光商工部長 西 良 平 田 観光商工部次長 白 井 栄 次 総務部総務課長 佐々木 昭 治 内 正 夫 正 義 総務部財政課長 竹 総務部税務課長 池 田 嶋 彦 市民福祉部市民課長 中 市民福祉部地域福祉課長 内 藤 賢 治 市民福祉部高齢福祉課長 村 充 展 教 育 崎 堅 次 河 長 出 病院事業管理者 髙 橋 睦 夫 上下水道事業管理者 波佐間 敏 代表監査委員 村 暢 之 防 重 消 長 松 永 潤 美東総合支所長 東 城 泰 典 秋芳総合支所長 鮎 \prod 弘 子 教育委員会事務局 教育委員会事務局長 子 彰 西 村 明 久 金 教育総務課長 病院事業局管理部長 安 村 芳 上下水道局長 功 武 杉 原

上下水道局次長 三 戸 昌 子 消防本部次長 有 吉 武 士

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 報告第 3号 平成29年度美祢観光開発株式会社の事業報告について(報告の修正について)

日程第 3 報告第 4号 平成29年度美祢農林開発株式会社の事業報告について(報告の修正について)

日程第 4 議案第 68号 美祢市税条例等の一部改正について

日程第 5 議案第 69号 美祢市都市計画税条例の一部改正について

日程第 6 議案第 70号 美祢市立小学校設置条例の一部改正について

日程第 7 議案第 71号 美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 8 議案第 72号 美祢市介護保険条例の一部改正について

日程第 9 議案第 73号 美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定め る条例の一部改正について

日程第10 議案第 65号 平成30年度美祢市一般会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第 66号 平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補 正予算(第1号)

日程第12 議案第 67号 平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予 算(第1号)

日程第13 議案第 74号 財産の取得について

日程第14 少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について

日程第15 議員派遣について

日程第16 議員提出決議案第1号 監査請求に関する決議について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

- ○議長(荒山光広君) おはようございます。これより、本日の会議を開きます。 この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。
- ○議会事務局長(綿谷淳朗君) 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表(第4号)、議員派遣一覧及び報告第3号、報告第4号に係る各正誤表並びに各修正版、以上6件でございます。

御報告を終わります。

〇議長(荒山光広君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表の とおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において、戎屋昭彦議員、 猶野智和議員を指名いたします。

この際、西岡市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。 西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長(西岡 晃君) 議長のお許しをいただきましたので、ユネスコ世界ジオパーク認定に関するMine秋吉台ジオパーク推進協議会の審議結果、及び今後の方針について御報告をいたします。

去る6月1日に、第7回Mine秋吉台ジオパーク推進協議会総会を開催したところであります。

本総会において、ユネスコ世界ジオパーク認定についてを議案とし、事務局提案 として、日本ユネスコ国内委員会から審査を委託されている日本ジオパーク委員会 へ、2021年、平成33年度に申請書を提出し、2024年度、平成36年度の 認定を受けるスケジュール案をお示しをいたしました。

ちなみに、ユネスコ世界ジオパークに認定されるためには、国内審査から最高決定機関であるユネスコ執行委員会での審議に至るまで、公開プレゼンテーションや 現地審査などを経て、4年程度必要と見込まれていると伺っております。

本議案の審議において、2021年度、平成33年度に申請する事務局案に対し、 本推進協議会の学識顧問であります、国立大学法人山口大学の田中副学長を初め、 同推進協議会委員の脇田山口大学教授、柚洞県立鳥取環境大学准教授から、申請時 期を2年前倒しして、2019年度、平成31年度にしてはいかがかとの御意見がありました。

その理由として認定見送りなどを恐れずに、早い時期に申請すれば、審査委員からの指摘により問題点や改善点を明らかにできること、また、早い時期からグローバルな活動に積極的に関与することで、Mine秋吉台ジオパークのステータスを向上することができる、などが挙げられたところでございます。

議論の末、本議案は新聞報道でもありましたが、ユネスコ世界ジオパークの申請時期を市役所庁内で再検討して、改めてMine秋吉台ジオパーク推進協議会へ報告するという条件を付して、総会で御承認をしていただきました。

総会ののち、市役所庁内の美祢市ジオパーク推進本部会議で、ユネスコ世界ジオパーク申請の時期について議論をいたしました。その結果、当初議案より2年早い2019年度、平成31年度の申請に挑戦する方針で、Mine秋吉台ジオパーク推進協議会の判断を仰ぐ運びとなった次第であります。

そして、昨日、Mine秋吉台ジオパーク推進協議会臨時総会を開催し、来年度、2019年度、平成31年度に、ユネスコ世界ジオパークの申請を行うことを全会
一致で承認していただきました。

以上の経緯により、本市全域をエリアとするMine秋吉台ジオパークは、ユネスコ世界ジオパークの認定を目指し、その第一段階のステップとして、来年度、2019年度、平成31年度に日本ジオパーク委員会へ申請書を提出することといたします。

申請まで短期間ではありますが、市民活動をバックアップすることを念頭に置き、 市としてできうる限りの準備をして審査に臨む所存であります。

市民の皆様を初め、山口大学並びに市議会、また、各方面の方々の御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、御報告とさせていただきます。

○議長(荒山光広君) 日程第2、報告第3号平成29年度美祢観光開発株式会社の 事業報告について(報告の修正について)及び日程第3、報告第4号平成29年度 美祢農林開発株式会社の事業報告について(報告の修正について)を、会議規則第 35条の規定により一括議題といたします。

白井観光商工部次長。

○観光商工部次長(白井栄次君) 本件につきましては、去る6月12日に開催をさ

れました本会議におきまして、報告第3号及び報告第4号にかかわる美祢観光開発株式会社並びに美祢農林開発株式会社の平成29年度事業報告書及び平成30年度事業計画書に対しまして、竹岡議員より御指摘のありました件でございます。

当該案件につきましては持ち帰り、御指摘の内容を確認し精査を行ってまいったところでございます。

その結果につきましては本日、机上に配付をいたしております、正誤表並びに事業報告書の修正版のとおりでございますが、詳細を申しますと、竹岡議員御指摘のとおり、美祢農林開発株式会社の損益計算書の売上原価における商品棚卸高の期首期末の表記が適切でなかったことと、予定の貸借対照表及び損益計算書におきまして、前年度の期末の棚卸高が、適切に反映されていなかったことが主な内容でございます。

両会社におかれましては、適正な決算報告書が作成されており、これに基づいた 監査役の監査も受けておられます。今回の案件は議会報告用の資料作成時に起きた 誤りでございまして、不正確な資料を提出いたしましたことは、まことに申しわけ なく思っております。

今後、資料の提出に当たりましては、地方自治法に基づき、執行部に書類作成義務がありますことから、これまで以上に正確性を重視し、市議会からの信頼を損ねることのないように努めてまいる所存でございます。

どうか美祢市議会の皆様方におかれましては、引き続きましての御指導、御鞭撻 を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(荒山光広君) ただいまの報告につきまして質疑はございませんか。竹岡議員。
- **〇14番(竹岡昌治君)** 初日にまず質問させていただきまして、その後事務局におかれましては、いろいろ御苦労なさったというふうに思います。

しかしながらですね、26カ所の数字の訂正、それから、うち2カ所が漏れがあったわけですが、それの追加。

その前にですね、ちょっとお尋ねをしたいんですが、この報告3号、4号。これは今、所管から説明があったんですが、本来は市長が提案すべき問題じゃないんですか。初日に出したからもういいよと、こういうことなのか、ちょっと議長にお尋

ねしたいと思うんですね。

本来なら市長の報告ですから、初日にもるる提案説明は市長からお伺いしました。 しかしながら、二十数カ所も違ってるという報告だったために、私は本日、再度 修正案を出されたと、修正報告を出されたと認識をしておるわけでありますが、そ の辺は、議長いかがなんですか。

- ○議長(荒山光広君) 済みません、私に対する質問ですか。竹岡議員。
- ○14番(竹岡昌治君) いや、よろしいですよ。

本来、私は地方自治法上、市長が提案理由を申し上げるべきだと思います。まあ、それなら、ちょっとおきましょう。後からにしましょう。

いずれにしましても、ちょっと市長にお尋ねをしたいと思うんですね。先ほど申し上げましたように、26カ所数字が訂正されております。それから、そのうち2カ所が漏れがあって追加として入れられたわけでありますが、言い方悪いんですが、こうした虚偽の報告を議会に出すということは、これは住民の皆さんに対しても説明責任があるわけでありますから、もし、議会側がこれに気がつかなかったとしたら、最終的には、議会にも住民の皆さんにも虚偽報告となるというふうに私は認識しております。

したがってですね、今回、このような報告事項を出された責任について、私はお 尋ねをしたいと思うんですね。

確かに今、所管は指導・監督をするということになっておりますが、私は市長に あえてお尋ねしたいんですが、第三セクターとしての、代表株主としての西岡市長 にお尋ねしたいと思うんですが。

まず、1点は法的責任、2点目は政治的責任、3点目は社会的責任をどのように お考えになっておられるのかをお尋ねします。

- 〇議長(荒山光広君) 西岡市長。
- 〇市長(西岡 晃君) 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回の案件は、先ほど次長のほうから説明したとおりでございますが、行政のほうで、議会に報告する――報告資料について、誤りがあったということでございます。

株主総会での決算書等については、正しい数値があったということで、議会に対 して報告する責任は当然行政である市、また市長の責任であろうというふうに思っ ておりますので、この件につきましては大変申しわけなく思っておるところでございます。

また、議会のほうがチェックされなかったら、これがスルーされていたんじゃないかということでお話がございました。

確かに、私どものチェック体制の甘さが、今回招いた事案であろうというふうに 思っております。

これにつきましても、再度チェック体制の精査をさせていただきながら、今後このような事案が起きないように体制を構築させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(荒山光広君) 竹岡議員。
- ○14番(竹岡昌治君) それとですね、私がお尋ねしたのは、そうした株主、あるいは首長としての法的責任、政治的責任、そして社会的責任、三つをお尋ねしたと思うんですね。市長のお考えをお伺いしたいというふうにお尋ねをしたと思うんですが、お答えがいただけないんでしょうか、それとも無視されるんでしょうかね。再度お尋ねしたいと思います。
- 〇議長(荒山光広君) 西岡市長。
- ○市長(西岡 晃君) 竹岡議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。 法的な責任というところでございますけれども、これにつきましては、私は今、 どういう法的があるかということに関しまして資料持っておりませんので、はっき りとは申し上げられませんけれども、政治的な責任というところでは、先ほど申し ましたとおり、この問題については、チェック体制がしっかりできてなく、私の目 もすり抜けてしまったということで、私の責任というのは大きいものがあるという ふうには思っております。

そういった中では、しっかりと今後、チェック体制を強化して、体制を構築していき、今後このような報告の誤りがないように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(荒山光広君) 竹岡議員。
- ○14番(竹岡昌治君) 最後になると思いますが、おっしゃるとおり、政治的責任

というのはやっぱ自体の首長として今後こういうことがないように、ぜひ指導していただきたい、取り組んでいっていただきたい。

それからもう一つは、別に、法的責任っていって市長に責任を取れという意味じゃないんですね。

いわゆる善管義務をきちんとしていただきたい。善良なる管理、これが法的責務 なんです。ですから、企業経営についても、この自治体の件についても、善管義務 を怠らないようにしていただきたい。

それから、もう一つは社会的責任でありますけど、いわゆる財政の数字っていうのは、私は非常に重たいものがあると思っております。数字は、いわゆる凝縮された市の運営だと思ってます。それぐらい重たいと思っています。

したがって、今後の再発防止をお尋ねしたらそのようにおっしゃったんで、

ここでやめたいと思いますが、ぜひですね、議会や住民の皆さんに対する説明責任、これも、大きな一つの……三セク抱えてる自治体として大事であるというふうに私は思っております。

今回は、言い方悪いんですが、議会の指摘がなかったら何事もなく終わったと思うんですね。しかしながら、執行部と議会が両輪となってお互いにチェックし合い、そして、さらにお互いに提案もしていくというような美祢市づくりに、ひとつ、お互いに取り組んでいきたいとこのように思って終わります。

以上です。

- ○議長(荒山光広君) その他質疑は──山中議員。
- ○9番(山中佳子君) 6月議会に提出されました、二つの第三セクターの決算報告において修正箇所が数カ所ありましたが、執行部の今説明がありましたように、おおむね理解いたしました。しかしながら、今回の問題は、美祢農林開発について言えば、97.5パーセントの大株主としての美祢市の責任、すなわち市長の責任まで話が及んでおります。別の観点から見まして、美祢農林開発について言えば、平成27年1月28日付で美祢市監査委員による監査結果報告書が当時の市長宛てに提出されています。

その中で指摘されたことは、まず、経理規程及び経理事務が整備されていない、 2番目に、平成26年1月中に2度も運転資金の借り入れを行っているが、今後は 正確な資金計画を作成すること。また、経費の支出において、出金伝票が作成され ないまま統括責任者の決裁も得ず、担当レベルで経理処理がなされている。現状の ままでは、不正や事務処理の誤りが起きた場合のチェック機能が存在しないため、 改善策を検討されたい。また、領収書等の証拠書類がないものが見受けられたので、 適正に事務処理されたい等でした。

また、特に商工労働課に対する指摘事項として、平成25年度に、美祢農林開発 株式会社に対し経営等に関する指導を行った記録が存在しない。今後は、指導監督 の記録を文書で残すようにされたいとあります。

また、第三セクター等の経営健全化の推進等について、平成26年8月5日、総務大臣の通達としまして、まず、「地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在または将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である」また、「地方公共団体の長――すなわち市長は、第三セクター等に対する財政援助についての監査、出資法人に対する監査及び外部監査制度等により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである」とあります。

以上のことより、今回の問題を契機として、市長はもっと第三セクターの経営に 真摯に向き合い、多額の補助金を投じることなく健全な経営を目指し、実態調査、 経営状況の把握に取り組んでいくべきであろうと思います。

もっと危機感を持って踏み込んで行くことが必要であると思いますが、どのよう にお考えでしょうか。

- 〇議長(荒山光広君) 西岡市長。
- ○市長(西岡 晃君) 山中議員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

まず初めに、私が考えるところでございますけれども、これは第三セクターということで、大株主が美祢市でございます。この大株主というところで、資本金を提出しているということで、株主総会で経営者、取締役を選任をして、経営についてはその経営者に任せているというのが株式会社の基本であろうというふうに思っております。資本と経営を分離しているというところでございます。

しかしながら、多くの中小企業や会社の立ち上げをすぐのときには、オーナー企業として、大株主が代表取締役等に就任して経営をしていくというのが、大体、株

式会社をつくったときになっていくのかなというふうには思っておりますが、時間がたつにつれて、資本と経営とが分離されていき、資本――株主である――資本を出している株主である株主は、経営者の管理をしていくというのが常であろうというふうに思っております。

しかしながら、株主総会では――というのが最高の意思決定機関であるということは、間違いないというふうに認識をしております。株主の経営方針、大きな経営方針に、どう経営陣が沿って健全に経営をしていくかというのが会社組織であろうというふうに思っております。

そういった中で、経営を建て直す、そして、今言われた御指摘が監査委員から出ておるところについて、どう関わっていくかということでございますけれども、経営者に対して、こういう事項があるので経営をしてほしいと。それに――また、それに沿えない経営者であれば、株主総会等で特別議決で経営者の刷新をする。もしくは株主が経営者として経営に参画するというようなことが、株主としての権限であろうかなというふうに思っております。

しかしながら、今現在では、経営と資本を分離しております。そういった中で、 経営陣について、今お任せしている経営を、株主である美祢市の方針に従ってやっ ていただいているものだというふうに認識をしております。

個々の指摘事項等はあると思います。それについては、私のほうから経営陣のほうに、こういう指摘があるということを、しっかりと経営方針、大筋の経営方針にのって指摘をしていき、経営をしっかりと安定したものにしていっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- **〇議長(荒山光広君)** その他質疑はございますか。竹岡委員。
- ○14番(竹岡昌治君) 今、私はですね、地方自治法上に基づく、市長が大株主である第三セクターの決算報告あるいは事業報告を議会に出されたというふうに思っております。

三セクの経営の中身については、ここでは議論するところではありませんので。 私が申し上げたいのは、なぜ担当の課長が提案説明されて、修正説明されたかよ くわかりません。本来なら、市長が提案説明としてやるべきことだったと思うんで すよね。 だから、三セクの会社の中身について我々議論してるわけじゃないと思います。 ここに出された報告は、市長が出されたわけですよ。その辺を勘違いして私は議論 する気はありませんが。

ぜひですね、よくわかりませんが、地方自治法第243条の3第2項に基づいて報告するということについて、ちょっとどなたか自治法を持っておられれば説明をしてください。

- 〇議長(荒山光広君) 西田観光商工部長。
- ○観光商工部長(西田良平君) ただいまの竹岡議員の御質問にお答えいたします。 地方自治法の第243条の3の第2項に掲げております内容と申しますのが、 「普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎年――毎事業年 度、政令に定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出し なければならない」というふうに規定が設けてあります。

我々が今回、議題になっておりますこの資料につきましては、市のほうでこれを 議会のほうに提出をしたというところでございます。

以上です。

- **〇議長(荒山光広君)** よろしいですか。その他質疑はございませんか。戎屋議員。
- ○3番(戎屋昭彦君) 今、先ほど竹岡議員のほうからるる質問等――説明等がありまして、まさに私はそのとおりだと思います。

実は私は今、議場でこのお話をしているのは、ちょっと例えをいたしますけど、 昨日、某企業の株主総会に参りました。

その中で、社長イコール代表取締役社長イコール議長のほうから冒頭、今の日本でもいろんな企業が、品質等いろんな問題になってまして、それに対してのいきさつ、お断り等々がありまして――最初にありました。

それに対していろんな説明があった中で、最後に、株主のほうから質問がありまして、まさにきょう、こういった形だと思いますけど、先ほど執行部のほうから説明があって、今、私がここで説明させていただいておりますけど、それについては何かと申しますと、会社がいろんな品質関係、ちょっと立場は違いますけど、先ほどから資料提出していただいておりまして、訂正、間違い等がありましたということで御報告がありました。

それに対しまして株主のほうから、いくら企業が、体質をもって、体制をつくっ

てやっていきます、今後ないようにいたしますという御報告があり、いろんなこういうことを対策としてやっていきますということが説明がありました。その最後に株主の方が、そういった体制でいいんですかと、企業というものはもともとそういった形をつくって、体制でやってきたはずなのに、どうしてそういうことが起きるんですかということがありました。

再度、議長イコール社長のほうから、もっと強力な体制をもってやっていきますという説明があったんですけど、私はやはり、先ほど執行部のほうの方々から、今後このようなことが起きないようにということが説明がありましたけど、企業会計等を勉強をするなりして、いろんなことを――やはりチェック機能、株主として、二つのことに対して、チェックしていかないといけない。

先ほど市長もお話されましたように、充分にチェック機能を働かしていきますということがありましたけど、そのあたり、もし大変急で申しわけないですけど、具体的に今まで以上にこういったことを考えてますということがあればお話聞きたいと思います。

〇議長(荒山光広君) 西岡市長。

〇市長(西岡 晃君) 戎屋議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今、先ほど山中議員の質問に答えたあとに竹岡議員からの御指摘いただいたとおりで、三セクの経営内容ですね、経営の状態については当然報告する。決算報告とかですね。今後の予定損益計算書、貸借対照表等と財務四表についての説明はしていかなければいけない。

しかしながら、日々の経営状況については、今の第三セクターに経営をお任せしているということで、そこの代表取締役また取締役、経営陣に委ねているという状況でございます。

会社についての改善というわけではなくて、行政としてこの報告が誤ったという ことですので、行政としての改善をさせていただきたいということでございます。

その中には、やはり今、戎屋議員の申されたとおりで、複式簿記、貸借対照表なり損益計算書。今回は、私も簿記の資格持っておりますので、基本中の基本の仕入繰越商品、そして繰越商品の仕入れ、これが貸借でイコールになってなかったという基本中の基本、簿記を習うスタートのところからわかってなかったのかなという、大変お恥ずかしい結果になったところでございますけれども、そういったところを

ですね、やはりなかなか、この複式簿記を実際に経営なり勉強しないと難しいところがございますので、そういった面では、これから担当者、また担当課だけではなくて全職員にですね、そういった講習の機会等あれば参加できるような組織としての体制づくり等を進めていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますし、そういったことをしながら職員のスキルをアップさせていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった意味では、そういったスキルをアップさせながら、今後のこういった事案が起こらないように、組織としてしっかりチェック体制を構築していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(荒山光広君) 戎屋議員。
- ○3番(戎屋昭彦君) 今市長のほうから、今後の簿記等、いろんなことに対して職員の方々と。当然、私ども議員も勉強して、私もやってますけど、やはりそういったことを、今のこの第三セクの担当じゃなくて、職員の方々それぞれがスキルアップするためにも、勉強していっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- ○議長(荒山光広君) その他質疑はございませんか。三好議員。
- O8番(三好睦子君) お尋ねいたします。

いただきました資料の中で、2点ほどお尋ねいたします。

下から5行目の予定損益……(発言する者あり)美祢観光開発です。いいでしょうか。予定損益計算書の13ページのところなんですが、この棚で期末棚卸高——期末棚卸高、これはあくまでも予定なので、18万9,000円——189万2,633円と細かく出されてますが、あくまで予定なんで細かく出す必要はないと思います。正誤表の中で、誤りのほうの189万8,000円でよいのではないかと思いますが、細かく出された——633円まで細かく出されたことについてお尋ねします。

もう1点は、その下なんですけれど、法人税、住民税及び事業税。これがあるんですが、これは18万2, 000円となっておりますが、平成26年、27年、28年、29年度を見ても、これも予定ですから、30年は——29年まで見ましても18万2, 500円になっておりますが、この18万2, 000円が誤りだったということはわかります。これの訂正が18万2, 000円、500円の訂正で

ないといけないのではないかと思いますが、18万3,000円になった理由をお 尋ねいたします。

- 〇議長(荒山光広君) 白井観光商工部次長。
- **〇観光商工部次長(白井栄次君)** 今、2つの御質問をいただいたかと思いますけれ ど、

まず一つ目の期末棚卸高の189万2,633円のこの根拠というところでございますけれども、前のページの12ページをお開き願いたいと思います。

12ページの下から4行目にですね、期首の棚卸高が記載されてございます。額とすると――よろしいですか。12ページの下から4行目でございます。こちらに期首棚卸高が183万5,633円記載してございます。

これは、前年度の決算数値……4ページの貸借対照表をごらんいただけたらと思うんですけれども。上から4番目に同じく、商品の183万5,633円とございますけれども、こちらの数字を平成30年度予定の期首の棚卸高として記載をいたしたものでございまして、それから、期末の589万2,000円の差額が5万7,000円ちょうどあろうかと思うんですけれども、この30年の事業活動の中で、商品の棚卸しが5万7,000円上昇するという見込みで、こういった数字を記載させていただいたものでございます。

また、法人税、住民税のところで18万2,500円が正しくないかということでございますけれども、こちらのほうはあくまでも予定ということで、18万2,500円、四捨五入して、18万3,000円と平たい数字にしておるというところで御理解いただいたらというふうに思います。

以上でございます。

- 〇議長(荒山光広君) 三好議員。
- ○8番(三好睦子君) 予定でしょうが、法人税──済みません。法人税、住民税及び事業税のところは誤り──18万2,000円っていうのは、予定は予定ですけれど、平成26年から26、27、28、29、30と金額が変わることはほぼあり得ないので、やはりその前例を見て、18万2,500円が正しいのではないかと思いますが、この予定で、18万3,000円にされたということですが、18万2,000円にされた。今までは18万2,500円だったのが18万2,000円にされた。これは何かっていうことをお尋ね──いいでしょうか。

- ○議長(荒山光広君) 三好議員、今、執行部から説明があったと思いますけども、 予定でございます。今まで18万2,500円を四捨五入して、18万3, 000円にしたという説明があったと思いますけども、それで御理解いただけませんか。(発言する者あり)白井観光商工部次長。
- ○観光商工部次長(白井栄次君) ただいまの、法人税の18万3,000円についてですけれども、当初は18万2,000円というふうに記載してございまして、そこをちょっと改めて、18万3,000円にしたところでございますけれども、その根拠については、18万2,500円の四捨五入の平たい数字で18万3,000円ということで、ここはあくまでも予定でございますから、そのように御理解いただけるとありがたいなと思います。

それと、先ほど185万3,000円なにがしの説明の中で、私、貸借対照表と申しましたけれど、金額は一緒でございますけれども、5ページの8段目ですか、損益計算書上の期末の棚卸高が、この183万5,633円同額でございましたけども、表現とすれば、こちらの期末の数字を次の年の期首に採用したということで御理解いただいたほうが正確であろうかと思いますので、改めをさせていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長(荒山光広君) よろしいですか。

その他質疑はございませんか。岡山議員。

○6番(岡山 隆君) このたびの事業報告が出されまして、先ほども指摘がありましたけれども、26カ所も訂正されて、きょう、修正報告が出されております。

いろいろありますけれども、一応報告として出されたのも市長でありますけれども、もう基本的には、やっぱり担当部署、商工労働課。ここのところが、今回のこういった修正した部分、間違った部分というのはきちっと精査して、報告をあげる際には間違えないように、ちゃんと、きちっと担当部門でしておれば何ら問題でもなかったとは思っております。

それで今回、美祢観光開発におきましても、経理が詳しい方がもう辞められたという経緯もあります。

また総支配人、この方は公募で入っておられて、私は基本的にはこういった方は、 きちんと財務四表、貸借対照表、そういったものとかですね、資産変動計算書なん かきちんとわかってですね、そして、商工労働部とちゃんとお話して、これで間違いないな、そういった総括責任者でないといけないと思ってますし、もうその方も 辞められたということであります。

まずですね、私は、そこの基本的な部分がきちんとしておれば、今回みたいに大きな問題には、私はなっていなかったんではないかと、このようにも思っておるところでございます。

しっかりとこの辺について、戎屋議員のほうからもいろいろ指摘がありましたけれども、一体どこに大きな一番問題点があったか、それは今回どこなのか。その辺については、担当部署のほうで、もし答弁があればよろしくお願いします。

- ○議長(荒山光広君) その前に今、岡山議員発言の中で商工労働部とありましたけ ども、観光商工部ですよね、今ね。修正願います。白井観光商工部次長。
- **〇観光商工部次長(白井栄次君**) ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたしたい と思います。

今回のこの報告書の提出については、先ほど申されたとおり、地方自治法の243条の3の第2項の規定に基づきまして提出をしたものでございますけれども、その根底には、同じく地方自治法の第221条第1項があるというふうに、ここには予算の執行に関する長の調査権等というふうな見出しがございますけれども、この中に、「収入及び支出の実績もしくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、またはその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる」というふうにございまして、これは行政に対して、そういった権限があるということが規定されておるものというふうに理解をしておりますけれども、今回はこの権限をですね、行政がうまく発揮してなかったということで、私といたしましても、所管をする長として非常に責任を感じておるところでございます。

今後は、そういったところの法に規定されておるところの内容をしっかりと認識 をして、今後、業務に邁進していきたいというふうに考えております。

- 〇議長(荒山光広君) 岡山議員。
- ○6番(岡山 隆君) 今、答弁がありましたので、しっかりとその辺をやっていただいて、それと、総支配人のこういった立場の方も、今後はしっかりと財務四表、こういったところもちゃんとわかるような、そういった形を担当部署としてもしっ

かりと考えながら対応していただきたいということをお願いします。 以上です。

- **〇議長(荒山光広君)** その他質疑はございませんか。安冨議員。
- ○15番(安富法明君) 今、報告第3号、4号の修正案ということで、議論が―― 多くの質疑が出ておるわけですが、この2つの会社は今、質疑の中でも答弁の中で も出てきましたように、美祢市が大株主である株式会社であります。いわゆる半官 半民の企業、第三セクターであります。

第三セクターについては、メリット、デメリットがあるとよく言われるんですが、 補助金等の資金の調達等、あるいは企業経営の営業力とか、損益計算等の経営の明 確化というふうなメリットがある反面ですね、デメリットとして、第三セクターの 場合いつも言われるのが、責任の所在がはっきりしないということがよく言われま す。

多くの三セクで赤字経営になっているっていうのは、偽りのないところでありますが。

今回の事案は、議会報告用の会計処理で多くの問題が、修正が発生をしたと。で、管理監督する担当といいますか、主管課が企業会計に不慣れであったのか、間違いに気づかなかった。言い換えれば、そういうことであろうかというふうに思うんですが。結果論として、このような大きな修正が発生したということは、執行部におかれては猛省が必要――求められるものだろうというふうに思っております。

現在ですね、公会計、自治体の会計ですね。従来の単式簿記から――現金主義の 単式簿記から、発生主義の複式簿記に移行しようという過程で、今取り組みがされ ております。

今回の件を、複式簿記に自治体の職員が不慣れであることっていうこと、申しわけありませんでしたということだけで、今回の事案を済ますわけにはやはりいかないというふうに思っております。

したがいまして、再発防止のためにも自治法上の——自治法に基づく監査請求を 求めたいというふうに思っております。

つけ加えておきますが、監査請求は議会に与えられた権限でありますから、当然 議会の議決が必要になるわけですが、監査に当たっては報告を求めることができま すし、それを待ちまして、議員としても議会としてもですね、複式簿記への対応に ついて充分に研さんし、市のチェック機関として機能するように努めるべきだとい うふうに考えております。

よってですね、議長において善処されますようにお願いを申し上げます。 以上です。

○議長(荒山光広君) ただいま、安冨議員の監査請求に関する決議といいますか、 そういったことをしたらどうかということでございますが、この件につきましては、 本日の議事日程を全て終了したのちに取り計らいをしたいというふうに思います。 よろしくお願いいたします。

その他質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号及び第4号を終わります。

日程第4、議案第68号から日程第13、議案第74号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○教育経済委員長(戎屋昭彦君) ただいまより、去る6月18日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第70号美祢市立小学校設置条例の一部改正について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決いたしております。

それでは、議案の審査過程において、質疑がございましたので御報告いたします。 委員より、来年度から大嶺小学校に統合される城原小学校の現在の生徒数及び統合後に大嶺小学校に通学する児童数について質疑があり、執行部より、それぞれの児童数の詳細について答弁がありました。議案に対する質疑については、以上でございます。

次に、そのほかの所管事項について、委員から質疑がございましたので御報告い たします。

まず、委員より、秋吉台周辺には古い案内看板等が多く残っており、中には古い 情報を記したものもあるが、この対応についていかがお考えかとの質疑に対し、執 行部より、秋吉台地域の景観、施設の整備計画を策定のうえ、トータルデザインを 含め、順次改修していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、美祢市のフィルムコミッションがかかわり、秋吉台で撮影された映画が公開されているが、この実績等をどのように捉えているかとの質疑に対し、執行部より、カーレースを題材にしたOVER DRIVEという映画が、6月1日から全国で上映されていますが、この映画制作の際、本市フィルムコミッションがかかわり、秋吉台や宇部興産の場内がレースシーンの撮影場所として採用されています。

撮影には、およそ300人のエキストラが参加、また、約100人のスタッフが 美祢市に滞在されたことで、相応の経済効果が得られたとともに、この映画の上映 により、本市の認知度向上につながるものと考えています。今後も、フィルムコミ ッションの活動については、積極的に展開してまいりますとの答弁がありました。

次に、委員より、赤郷小学校の閉校に伴い、大田小学校行きのスクールバスを運行されるが、同じ地区から美東中学校に通う生徒の同乗についても検討されるかとの質疑に対し、執行部より、同地区から美東中学校へのスクールバス通学については、遠距離通学の関係もありますが、今後検討してまいりますとの答弁がありました。

次に、委員より、離れザルの対策として、サル駆除の専門家を用いた事業を行っているが、その成果はどのようになっているかとの質疑に対し、執行部より、本市では県外の資格保有業者と業務委託し、被害状況の確認、麻酔銃での捕獲可能場所の選定を行っています。事業成果として、実際にサルの捕獲に至った実績はありませんが、今年度も引き続き専門家に業務委託し、調査を行っていますとの答弁がありました。

また、委員より、於福小学校にサルが出没していることについて、どのような対策をお考えかとの質疑があり、執行部より、於福小学校においては、児童の登下校時に教員や地域の見守り隊による指導、見守り活動を行っています。今後、校舎の近くまでサルが出没するようになれば、農林課と対策を考えたいと思いますとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育経済委員長の報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出

ておりますので、申し添えいたします。

[教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く]

〇議長(荒山光広君) 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

- ○議長(荒山光広君) 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。 〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕
- ○総務民生委員長(末永義美君) ただいまより、去る6月19日に開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案第66号から第69号及び第71号から第74号の議案8件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

その結果、議案第68号美祢市税条例等の一部改正については、反対意見がございましたが、賛成多数により原案のとおり可決、また、そのほかの議案7件につきましては、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

まず、議案第68号美祢市税条例等の一部改正について、委員より、このたびの税条例改正により、所得金額の判定額が10万円増額されることになるが、非課税世帯の方々には影響がでないかとの質疑に対し、執行部より、所得金額の増額にあわせ基礎控除額も増額されているため税額への影響がないこと、また、非課税判定を用いる数字も改められるため影響は出ないとの答弁がありました。

なお、この議案については反対意見がありましたが、内容は割愛いたします。

次に、議案第74号財産の取得について、委員より、消防の高規格救急自動車一式を、このたび更新されるにあたり、最も重視した点は何であるかとの質疑に対し、執行部より、救急業務は日々進歩しているため、救急を要請される患者さんに最も適切に対応できる資機材の装備と活動隊員の安全性の確保を重視していますとの答弁がありました。

また、この件に関連し、消防本部の車両に関する整備基準などについて質疑がな され、執行部より詳細な説明を受けております。 このほかにも、委員からの質疑がございましたが、内容については割愛させてい ただきます。

次に、所管事項についての発言では、委員より、大阪府北部での震度6弱の地震で、小学校のブロック塀が崩壊し下敷きになり、女子児童が犠牲になった事件等を踏まえて、今後、通学路を含め公共施設などの総点検を実施されるお考えはあるかとの問いに対し、副市長より、通学路の安全確保は教育委員会で対策を行ってまいりますが、改めて、市内の公共施設の安全点検に最善を尽くしたいと思いますとの御答弁がありました。このほかにも、委員より発言がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中とはいえ、所管事項の調査を行うことを議長に申し出て おりますので、申し添えいたします。

[総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く]

○議長(荒山光広君) 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。
 〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕
- ○議長(荒山光広君) 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕
- **○予算決算委員長(猶野智和君**) ただいまより、去る6月21日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。さきの本会議において、本委員会に付託されました議案第65号平成30年度美祢市一般会計補正予算(第1号)の 議案1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

委員より、生活困窮者就労準備支援事業に関する電算システム改修委託料が計上 されているが、システム改修に予算を要することで、既存事業の実施に支障が出る ことはないかとの質疑に対し、執行部より、電算システム改修委託料にかかわる経 費の半分は国から補助があります。既存事業に支障が出るような補正ではありませんとの答弁がありました。

次に、委員より、地球温暖化対策推進事業の業務委託料の中で、クールチョイスの普及啓発パンフレットを作成されているが、予定の作成時期についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、7月には作成し、その後、配布を開始する予定ですとの答弁がありました。

次に、委員より、温水プール管理運営事業に関して、プール設備等の通常の保守 メンテナンスについて、どのように対応しているかとの質疑に対し、執行部より、 温水プールの保守点検業務については、外部委託により定期的に実施していますと の答弁がありました。

次に、委員より、システム改修に係る委託料がたびたび計上されているが、市職 員がシステムの改修を行うなどして、経費を抑制することはできないかとの質疑に 対し、執行部より、システム改修には専門的な知識が必要であり、職員で対応する ことは極めて難しいと考えています。今後は、自治体クラウド事業などに取り組む ことで委託料を抑えていきたいと考えていますとの答弁がありました。

議案審査終了後、その他事項において、教育委員会より発言の申し出があり、教育長より、学校施設におけるブロック塀等の安全点検についての報告がありました。 以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出 ておりますので、申し添えいたします。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長(荒山光広君) 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

[予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く]

○議長(荒山光広君) お諮りいたします。ただいま、教育経済委員長、総務民生委員長及び予算決算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきま

しては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第4、議案第68号美祢市税条例等の一部改正についての討論を行います。 本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番(三好睦子君) 今回の条例の一部改正に――改正する条例案に反対の立場で 意見を述べます。

今回の改正は、たばこ税、特に加熱式たばこの増税になっておりますので反対い たします。

また、基礎控除を10万円引き上げて給与所得控除10万円引き下げるというものです。これは簡単にプラスマイナスゼロというわけにはいかないと考えます。

給与所得控除は、勤務をする上で必要な経費を概算的に引いたものです。政府の 給与所得控除を引き下げる理由は、家計調査などに基づいて、実際の経費は今の控 除額より低いとして給与所得の控除を減らすというものです。

給与所得控除は勤務――必要の――勤務で必要な勤務費用の概算控除だけでなく、 勤労者の特有の勤労者性も控除に含まれるべきものです。しかし、現行税制では勤 労者性控除は認められておりません。

これらを視野に入れると、給与所得控除額を減らすべきではありません。給与所得控除の10万円の縮小は、今まで住民税が非課税だった世帯が、収入もふえないのに課税世帯となってしまって、保育料や高額医療費などに負担がふえることになります。国民健康保険料を初め、社会保障制度にも大きな影響を与え、低所得者や中間層の負担増につながるものと考えます。

税制改正に当たっては、社会保険料や住民税まで視野に入れて、低所得者や中間層の負担の増にならないようすべきだと――低所得者や中間層の負担がふえないようにするべきだと思います。

以上、意見を述べます。

○議長(荒山光広君) その他御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(荒山光広君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第69号美祢市都市計画税条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第70号美祢市立小学校設置条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第71号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はご ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第8、議案第72号美祢市介護保険条例の一部改正についての討論を行いま す。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第72号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第73号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第73号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第65号平成30年度美祢市一般会計補正予算(第1号)の計論を行います。本案に対する御意見はございませんか。岡山議員。

○6番(岡山 隆君) この件につきましては、民生費、低所得者福祉事業における 電算システム改修委託料として、226万8,000円については、予算決算委員 会で質疑が行われたところであります。

それで、本件につきましては、条例またはさまざまな制度が変更されるたびに、 電算システム改修における委託料が発生しております。

それで、特に国民健康保険事業特別会計、またこの介護保険事業、総務事務関連等における、電算システムにおける改修は、大きな行政コストにつながっているということは、ここにいる議員さんも皆同じような考え方ではないかと、このように思っております。だからといって、本市に専門的に電算システムの職員をヘッドハ

ンティングして対応できる、そういう次元の問題ではなかなかないわけですね。

それで県内における大手企業、こういったところには、システムエンジニアリングを抱えておりますけれども、パソコンの件とか、サーバー等のメンテナンスが主流であって、(聞き取り不可)を尽くしてですね、こういった制度を変更するためのソフトを組んでつくり込んでいくということは、もう簡単にできる問題ではない。それで、一般的には富士通とかNEC、そして、日立等の大手専門の企業によるグループ会社の関連のグループが、ソフトを該社でこういった問題を対応しているわけですね。

それで、特に平成26年におきましては、美祢市にあっては電算システムの改修ということで、大がかりとなって約2億円もかかってるわけですね。ちょくちょく、いろいろそういった行政コストがかかってるということで、少しでも今後ですね、電算システム改修委託料が削減できるように、今も話がありましたけれども、この自治体クラウド。要するに、広域連合における電算システムの改革が行われなければならないと、こういった苦肉の策が出てきたわけですね。それで宇部市を中心に山陽小野田、美祢市と、大体30万規模のこういった形での自治体クラウドで、ICT――インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーということで、情報通信活用ということで、自治体クラウドというのは非常に進むことがですね、今後電算システムにおける、こういった委託料を下げていく、非常にひとつの重要なキーポイントになるわけです。

そういった面で、今、こういった現状があって、今後、それによって1割から 2割程度ぐらい、1割は何とか削減できるんではないかと、このようなことも聞い ております。どうか今後とも、しっかりとこの広域連合、大体30万人ぐらい、合わせて30万人の人口の規模で、この広域連合の自治体クラウドを行っていくということにもなっておるわけでございますけれども、今後しっかりとこれ早く決めて いただいて、こういった行政電算システムによる、電算システムの委託料が減って いくような、こういった対応を進めていただきたいという意見を申し上げさせていただきます。

以上でございます。

- ○議長(荒山光広君) 賛成の立場でよろしいですか。
- ○6番(岡山 隆君) もう御存じのように賛成の意見ということです。

○委員長(猶野智和君) その他御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました

日程第11、議案第66号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第66号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第67号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第67号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第74号財産の取得についての討論を行います。本案に対する 御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第74号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、少子高齢社会対策特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。この際、特別委員長の報告を求めます。少子高齢社会対策調査特別委員長。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 登壇〕

〇少子高齢社会対策調査特別委員長(猶野智和君) ただいまより、去る6月22日 開催の少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

このたびは、本特別委員会に先立ち、去る6月18日に少子社会対策分科会を開催しておりますので、まず、その内容について分科会長に報告を求めました。

少子社会対策分科会会長より、現在協議中の子育て世代等に対するアンケート調 査の実施について、アンケートの対象、内容等の絞り込みを行った。

その結果、アンケート調査は、市内小中学校及び幼稚園、保育園等の現場、さらにその保護者を対象に実施することとし、内容は、本市の現行施策に対する認知度、利用度調査を中心に行うとともに、本市の子育て環境等に対する意見の抽出を行うことを確認したとの報告がありました。

このことについては、委員会で異議がございませんでしたので、引き続き、少子 社会対策分科会で、アンケートの作成等に当たっていただくことになっています。

また、高齢社会対策分科会については、委員より意見がございましたので、要点について御報告いたします。同分科会副会長より、分科会では本市が近い将来に超高齢化社会を迎えるに当たり、本市の生涯活躍のまち基本計画や介護保険事業計画、また、地域包括ケアシステムについて、分科会に執行部を招き、資料請求を積極的に行うなどして真剣に議論してきた。

その中で、執行部、各部署における連携不足により各計画、相互間の整合性がとれていないこと、個別の計画については進捗状況が芳しくないことなどを指摘し、改善を求めてきた。

しかし、本年度予算の内容や現行計画の進捗状況等から見て、分科会の意見は無 視されているかのようである。また市民から、美祢市議会や議員の資質に対する批 判もある中で、このように本市の将来にとって、重要な案件に対し積極的に議論に 参加されない委員もいる現状では、分科会の活動が徒労に終わる公算が大きい。

したがって、分科会自体存続すべきか否かを含め、そのあり方について考える時期ではないかとの意見がありました。これに対し、高齢社会対策分科会の会長及び所属委員を中心に、分科会存続の必要性を強く訴える意見があり、同分科会については、今後、執行部に対する具体的な提言等の早期取りまとめを視野に入れながら、議論していくことを確認しています。

以上で、少子高齢社会対策調査特別委員会につきましての委員長報告を終わります。

[少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 発言席に着く]

〇議長(荒山光広君) 少子高齢社会対策調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを終わります。

[少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 自席に着く]

○議長(荒山光広君) 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、 その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただき たいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が 生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

.....

午後 1時30分再開

〇議長(荒山光広君) 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長(綿谷敦朗君) 御報告いたします。

ただいま机上に配付いたしたものは、議事日程表(第4号の1)、以上1件でございます。

御報告を終わります。

- ○議長(荒山光広君) この際、執行部より発言の申し出がありましたので、これを 許可いたします。池田税務課長。
- ○総務部税務課長(池田正義君) 議長のお許しをいただきましたので、先ほどの議案第68号で三好議員の反対意見について、誤解が生じてはいけませんので、私のほうから述べさせていただきます。

三好議員の反対意見の中で、給与所得控除の改正により、国民健康保険等に影響が出るとの発言がございましたが、今回の税制改正では基礎控除に同額の金額が振りかえられており、所得金額が850万円までの方については住民税の――住民税への影響はございませんので、国保にも影響がないということになります。

また、合計所得が判定されるものについても、税制大綱の中で社会保障制度等への影響がないことが講じられておりますので、不利益が生じないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(荒山光広君) 日程第16、議員提出決議案第1号監査請求に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。髙木議員。

〔髙木法生君 登壇〕

○7番(髙木法生君) それでは、議員提出決議案第1号監査請求に関する決議についての提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は末永義美議員、戎屋昭彦議員、猶野 智和議員であります。 それでは、決議案を読み上げまして提案説明に代えさせていただきます。

監査請求に関する決議、地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。記。1監査を求める事項、(1)市観光商工部商工労働課による下記の事務処理状況について、ア平成29年度美祢観光開発株式会社の事業報告の資料作成事務、イ平成29年度美祢農林開発株式会社の事業報告の資料作成事務、(2)上記出資法人2社に対する市の指導・監督は適正に行われているか、2監査結果の報告期限、平成30年9月25日としています。

その下の理由として――理由といたしましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年第2回(6月)定例会に提出された報告第3号及び報告第4号については、本会議最終日に内容を修正のうえ、議会に資料が再提出され、併せてこの事務の遺漏に関する責任の所在等について執行部当局から説明がなされた。

しかし、当局内における事務処理状況の詳細は、依然不明瞭であるため、この際、 監査により問題点を明らかにし、改めて責任の所在に対する認識をもって、今後の 事務の改善を行うなど、再発防止対策に寄与することを目的とする。

以上、決議する。平成30年6月29日、美祢市議会としています。

以上で、提案理由の説明といたします。議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔髙木法生君 発言席に着く〕

○議長(荒山光広君) これにて提案理由の説明を終わります。これより、議員提出 決議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

[髙木法生君 自席に着く]

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略す

ることに決しました。

これより、議員提出決議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は原 案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。 これにて、平成30年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後1時40分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月29日

美祢市議会議長

会議録署名議員

IJ